

[事案 2023-12] 懲戒免職請求

・令和5年4月18日 不受理決定

<事案の概要>

死亡保険金の受け取りにあたり、募集人が自分の弟と結託して虚偽の説明をしたことを理由に、募集人の懲戒免職を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合に、これを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に対して、職員個人への責任追及や処分を求める権限を有するものではないことから、申立てを不受理とした。